

当初・変更

工事執行機関 01135 施設管理課

入札（見積）執行調書  
~~入札（契約）結果書~~

年災		事項		契約	令和2年6月25日
工事番号	20-01135-0005	工事名	本庁舎昇降機設備4号機改修(減災化対策)工事	着工	令和2年6月25日
入札執行年月日	令和2年6月22日	発注種別	14 機械設備工事	完成	令和2年12月21日
審議番号	公所		本庁		
路線・河川名				予定価格	
工事箇所 自	福島市杉妻町地内			28,336,000	
至					
工事概要	本庁舎昇降機設備4号機改修①昇降機改修②耐震対策(耐震クラスS14適合)③産業廃棄物処分				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額(契約額)
100000202 日本オーチス・エレベータ (株) 東北支店	仙台市青葉区一番町一丁目3番1号		
	(1) 25,000,000	(2)	27,500,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3 (裏面)

**随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由**

1 随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本工事は、本庁舎の昇降機について、既存不適格部分の解消及び経年劣化に伴う改修を行う工事であり、以下の理由により、随意契約とした。

- ① 本工事に用いる部品のほとんどは、昇降機の製造者である日本オーチス・エレベータ株が製造する部品に特定され、他社が製造する同等品等での対応は不可能である。
- ② 日本オーチス・エレベータ株は、自社の昇降機について主要な部品を他社に供給していないことから、他社では実施不可能である。

2 地方自治法施行令の該当条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの)

**変更契約の内容**

変更契約年月日	
変更後の完成年月日	
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減)	
<input type="checkbox"/> 2 ( ) 工事追加による増減	
<input type="checkbox"/> 3 その他( )	